

第81回九都県市首脳会議の結果概要

令和4年4月20日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項等

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報交換等について

九都県市における新型コロナウイルス感染症の現状や各都県市における取組などについて情報交換を行い、今後も九都県市で連携していくことを確認した。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する座長提案について

大型連休に向けて感染防止対策等と呼び掛けるため、九都県市として共同メッセージを取りまとめるとともに、メッセージ動画により広く周知を図ることとした。

(3) 首脳提案について

ア 介護人材の確保・定着に向けた支援について

質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供に向けて、介護人材の確保・定着が重要であるが、労働条件の悪さや住居費の負担等が課題となっている。首都圏における効果的な取組が、我が国全体の高齢者支援の充実に必要不可欠であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ 子どもを産み育てやすい社会に向けた出産育児一時金の拡充について

我が国の少子化に歯止めをかけ、子どもを産み育てやすい社会を実現するため、子どもを望む家庭の出産に関する経済的負担の軽減は、一刻も早く取り組むべき施策である。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ウ 「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援について

「GIGAスクール構想」が加速化する中、全ての子供の学びを保障するため、地域間格差や学校間格差を生じさせることなく、1人1台端末環境の円滑な運用が図られるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

エ ナラ枯れ被害対策の推進について

一都三県におけるナラ枯れ被害は近年急拡大しており、倒木や落枝等による人的・物的被害を未然に防止する必要があるが、地方自治体の財政負担が増大し、

十分な対策を講じることが困難な状況である。また、被害材の処分や民有地を含めた広域的な対策、被害予防のための適切な森林保全・管理も課題であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

オ 不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保について

各都県市における取組の現状や課題、好事例の共有等を行い、不登校児童生徒等への多様な学習機会の確保及び学びの質の向上に向けて、九都県市が共同で研究し、課題解決に向けて取り組むこととした。

カ 生活困窮の若者の自立支援について

生まれ育った家庭の環境によって、将来への夢や希望を持つことを諦めてしまう若者や、児童養護施設のなどの社会的養護経験者（ケアリーバー）のうち、自立困難となり生活困窮に直面する者もいる。また、家庭の経済状況により、大学等での修学が困難となる者もいる。こうした困難な環境にいる若者を社会全体で支え、自立に向けた歩みを力強く後押しする必要があるため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

キ 流域治水に関連する事業への財政支援について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、流域治水対策のための予算措置が施されているが、流域治水に寄与する施策に広く活かされておらず、地方公共団体において財政上の負担が課題となっていることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ク 持続可能で利用しやすい首都圏高速道路網の構築について

首都圏の高速道路は、維持管理・更新や新設・機能強化等に要する財源の確保や、一体的で利用しやすい料金体系の確立などの課題がある。また、CO₂排出量削減に向け、高速道路等におけるZEVの利用促進につながる取組も必要である。

そこで、持続可能で利用しやすい首都圏高速道路網の構築に向け、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

（1）地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙8**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 報告事項

(1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について

ア 電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について

電動車のインフラ環境等に関する現状・課題等について調査研究を行い、電動車普及に向けた取組を取りまとめるとともに、国への要望事項の取りまとめ及び電動車の普及啓発を実施した。

本推進に係る検討については、第 81 回九都県市首脳会議への報告及びその後の国への要望活動をもって終了する。今後は、調査研究の結果等、取組の成果を各都県市での取組に生かしていく。

イ オフィスなどの相互利用について

オフィスなどの相互利用に向けたスキームの検討のため、各都県市のテレワークやサテライトオフィスに関する取組等について、現状及び課題を共有するとともに、九都県市でコワーキングの試行を行った。

今後は、各都県市が連携して働き方改革を進めることを目的に連絡会を設置し、職員交流の機会を持つとともに、オフィスなどの相互利用に向けた議論やデジタルの活用を含む取組・知見に関しての情報共有・意見交換などを行うこととする。

ウ 地域材をはじめとした国産材の利用促進による森林の循環利用について

地域材や国産材の利用促進に向けて九都県市が連携し取り組んでいくため、各都県市やその他自治体等が進める取組を研究・情報共有するとともに、具体的取組について検討を行った。

引き続き、地域材をはじめとした国産材の利用促進による森林の循環利用について、九都県市共同で研究するとともに連携した取組を進めることとした。

エ 飲酒運転の根絶に向けた取組について

飲酒運転の根絶に向けて、各都県市における実施可能な事業の検討を行い、令和 3 年の年末にかけて、九都県市一斉に広報啓発活動を実施した。

各都県市において、引き続き各地域の実情に応じて、飲酒運転根絶に向けた取組を進め、必要に応じて九都県市で情報共有を行うなどにより、連携を図っていく。

オ 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及び PM_{2.5} の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。

カ 水素社会の実現に向けた取組について

国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等の進捗状況を踏まえ、国に対し要望を行った。

また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。

引き続き、九都県市で連携した取組の実施に向けて、具体的な内容の検討・調整を行う。

キ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

ク i-Construction の推進について

各都県市における I C T 施工や建設 D X 等に関する取組状況についてアンケート調査を行い、その結果を共有するとともに今後の具体的な取組をとりまとめた。

今後は、I C T 施工の実施体制の整備を進めるとともに、技術協力等を行い、中小企業への I C T 施工の普及促進を図っていく。また、取組の成果を踏まえ、国への要望について検討を行う。

4 次回は、令和 4 年秋、埼玉県において開催する。

介護人材の確保・定着に向けた支援について

令和 3 (2021) 年 11 月に公表された「令和 2 年国勢調査」では、我が国の高齢者人口は 3,602 万人、高齢化率は 28.6%といずれも過去最高となり、今後もさらなる増加や上昇が見込まれる。それに伴い、要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数、高齢者のみの世帯数が増加し、介護サービス量の増大が見込まれることから、高齢者や介護者の多様なニーズに対応する介護人材の確保・定着を一層推進する必要がある。

一方で、介護人材の不足は深刻で、第 8 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和元(2019)年度の介護職員数と比較し、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025)年度は全国で約 32 万人、令和 22(2040)年度は約 69 万人が不足すると見込まれている。

介護業界が超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、人手不足となる背景として、労働者からは「給与水準が低い」ことや「身体的負担が大きい」ことなど、介護現場における悩み、不安、不満等の声があるとともに、事業者からは他産業と比較して労働条件がよくないために採用が困難であること等の課題が挙げられている。また、介護は支援を必要とする方が心豊かな生活を送れるようサポートする、魅力的でやりがいのある仕事であることが、一般には十分伝わっていない。

加えて、関東大都市圏は住宅 1 戸あたりの家賃が全国で最も高く、介護人材を確保するに当たっては、住居費の負担が大きいことも課題となっている。

国においては、これまで介護報酬改定の中で段階的な加算の見直しや、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における収入の 3 %程度（月額平均 9,000 円相当）を引き上げる措置などを行っているが、こうした制度改正を講じても、なお介護職員の平均月額賃金は、他産業と比較して低い水準である。

今後、後期高齢者の急増と生産年齢人口の減少が見込まれる中、質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供していくためには、国と地方公共団体が連携して人材確保・定着に取り組む必要があるが、とりわけ、高齢者人口の多い首都圏において効果的な取組を推進することが、我が国全体の高齢者支援の充実に必要不可欠である。

については、介護人材の確保・定着に向けた支援について、次のとおり要望する。

- 1 労働市場で介護業界が就職先として選ばれるよう、その魅力等について、様々な媒体を活用し、全国的かつ効果的な発信により一層取り組むこと。
- 2 都市部における住居費の負担を踏まえ、負担軽減に向けた支援策を検討すること。
- 3 他産業の平均と同じ水準となる報酬体系に見直すとともに、介護保険財政に過度な負担が生じることのないよう十分に配慮しつつ、国の責任において真に実効性のある介護職員の更なる処遇改善に取り組むこと。

令和4年 月 日

厚生労働大臣 後 藤 茂 之 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
横 浜 市 長
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長
相 模 原 市 長

大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
山 中 竹 春
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人
本 村 賢 太 郎

子どもを産み育てやすい社会に向けた 出産育児一時金の拡充について

令和 2 年の出生数は約 84 万人と、下降の一途をたどり、これまでを上回るスピードで、我が国の少子化が進行している。

一都三県は、我が国の人口の約 3 割を占めている一方、合計特殊出生率は極めて低く、令和 2 年時点でいずれも都道府県別で 40 位台に位置している。

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、誰もが子どもを産み育てやすいと感じることができるよう、妊娠から出産、育児の一貫した支援や、子育てを社会全体で応援するという環境づくりを総合的に進めていくことが不可欠である。

子育てに対する負担感は様々だが、経済的負担が大きいことが子を持つことを躊躇する要因の一つとなっている。子育てに関する経済的な負担感を高める一因に、出産費用の高額化が挙げられる。これまで我が国は、出産時の経済的な支援策の一つとして、健康保険法等に基づき、加入先の健康保険から出産世帯に対し出産育児一時金を支給している。

国民健康保険中央会によれば、国民健康保険加入者の正常分娩における平均的な出産費用（平成 28 年度）は、50 万 5,759 円となっており、現状の出産費用と出産育児一時金には大きな離れがあるにもかかわらず、出産育児一時金の支給額は 10 年来、42 万円から増額されていない。

また、一都三県の平均的な出産費用は、55 万 7,421 円で、全国平均と比較して 5 万円以上も高額となっており、出産費用の地域的な差もみられる。

国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもを望む家庭の出産に関する経済的負担感の軽減は、一刻も早く取り組むべき施策であり、社会保障審議会における議論や、令和 3 年度に厚生労働省が実施している詳細な調査の結果を踏まえた、出産育児一時金の拡充が不可欠である。

については、次の事項を国に要望する。

1 出産費用の実態に合わせた額を支給できるよう、全ての健康保険で出産育児一時金を増額するとともに、国民健康保険においては、被保険者の負担増とならないよう、財政措置を講ずること。

2 出産費用の経済的負担が特に大きい一都三県と他地域との差を改善するため、出産育児一時金の地域加算制度を構築すること。

令和4年 月 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様
内閣府特命担当大臣 野田 聖子 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への 支援について

G I G Aスクール構想については、令和 5 年度までとされていた整備計画が前倒しされ、令和 3 年度までに義務教育段階の全ての児童生徒に 1 人 1 台端末の整備を終え、I C T機器を活用した本格的な教育活動が展開されている。

各自治体においては、全ての児童生徒の学びを保障するため、地域や学校による格差を生じさせることのないよう、一層の教育環境の整備を進めているところである。

こうした中、国では、各都道府県等に対し、学校や市町村単位を超えて広域的に I C T運用を支援する「G I G Aスクール運営支援センター」の整備・運営を支援することとしているが、国の補助制度は、2 以上の地方自治体が連携して実施する場合等の「連携等実施型」では令和 6 年度まで、「連携等実施型」以外では令和 4 年度までの予定である。同センターは、様々な事例や情報を広域的に蓄積・共有することにより、I C T活用に関する地域差の解消等につながるため、将来に渡って運営を継続していく必要がある。

また、学校現場においては、I C T支援員が授業支援や操作方法に係る支援など、多岐にわたる業務を担っているが、配置に係る地方財政措置は令和 4 年度までとなっている。端末の整備が急ピッチで進められたこともあり、授業方法に関する相談や教員のスキルに応じた研修等への支援など、I C T支援員の担う役割は一層重要となっている。

このように、同センターの運営と I C T支援員の配置を長期的に継続する必要があるにもかかわらず、国の財政支援に期限が設けられていることで、G I G Aスクール構想の推進に支障が生じることが懸念される。

さらに、1 人 1 台端末を活用できる環境を整備し、維持していくためには、ネットワークや端末の保守管理等に係る経費、通信量の増加に対応できるネットワーク通信環境の整備とこれに伴い増加する通信費などの経費が必要となるが、国からの十分な財政支援がなく、自治体の負担となっている。ネットワークや端末の更新時の費用についても、国からは十分な支援策が示されていない。

また、1 人 1 台端末が整備され、令和 6 年度には、学習者用デジタル教科書の本格的な導入も予定されているが、デジタル教科書等を

活用し、個別最適な学びや協働的な学びの向上を目指した授業改善等を進めていくためには、デジタル教科書が無償とすることに加え、効果的な活用事例を自治体の枠を超えて共有していくことが必要である。

については、自治体の財政力によって教育格差が生じないように、下記の事項について、特段の措置を講じられたい。

記

- 1 GIGAスクール運営支援センターの継続に必要な財政措置を講じること。
- 2 ICT支援員の配置に係る財政措置を継続するとともに財政措置額の拡充を図ること。
- 3 ネットワークや端末の保守管理、通信環境整備及びこれに伴う通信費の増加並びに耐用年数を踏まえた1人1台端末の更新及び処分に要する費用について、必要な財政措置を講じること。
- 4 デジタル教科書が無償とするとともに効果的な活用事例を全国で共有できる仕組みづくりを進めること。

令和4年 月 日

文 部 科 学 大 臣 末松 信介 様

九都県市首脳会議

座 長	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

ナラ枯れ被害対策の推進について

一都三県におけるナラ枯れ被害は、令和元年度には前年度比で約 2 倍、令和 2 年度には前年度比で約 1.2 倍と近年急拡大しており、令和 3 年度以降においても引き続き多くの被害が確認されている。市街地では特に公園や緑地の被害が多いことから、倒木や落枝等による人的・物的被害を未然に防止する取組が必要となっており、また、景観の悪化や中山間地域では山地災害防止機能や水源涵養機能への影響も懸念されている。

こうした中、地方自治体においては、森林病虫害等防除事業費補助金を活用するなどして、ナラ枯れ被害対策に全力で取り組んでいるが、財政負担の増大により、十分な対策を講じることが困難となっている。また、ナラ枯れ被害材は被害拡大防止措置を講じる必要があることから、処分に要する費用も大きな負担となっている。

今後、他の地域への拡大も懸念される中、被害の拡大防止に当たっては、民有地を含めた被害拡大予測に基づく効果的な予防策や自治体間の連携等による広域的な対策も重要となるため、国からの情報提供や技術的支援のさらなる拡充が求められる。

さらに、ナラ枯れ被害がこのように拡大した背景として、燃料革命以降、薪炭林等の利用が減少し、ナラ類をはじめとした広葉樹が放置されたことなどにより大径木が増えたことが大きな要因と考えられるが、被害拡大に歯止めをかけるためには、長期的な視点に立った適正な森林の保全・管理を行うことが重要である。

については、ナラ枯れ被害対策の推進について、次のとおり要望する。

- 1 森林病虫害等防除事業費補助金について、防除及び危険木の除去を含めた対策を講じることができるよう、財政支援をより一層充実・強化すること。また、公園や緑地において、地域の実情に合ったナラ枯れ対策ができるよう新たな補助制度の創設も含め検討すること。

- 2 資源循環の観点から、ナラ枯れ被害材の効率的・効果的な利活用方策に係る情報提供など、地方自治体の取組に対する支援を行うこと。
- 3 ナラ枯れ被害対策に当たっては、被害拡大予測に基づく予防策や都道府県域をまたぐ広域的な対策が重要なことから、効果的な対策を行うための情報提供や技術的支援を行うこと。
- 4 ナラ枯れ未被害地域における被害予防を目的とした森林整備など、大径木化を防ぐための樹林管理の仕組みづくりや支援制度について検討すること。

令和4年 月 日

農林水産大臣 金子 原二郎 様

国土交通大臣 斉 藤 鉄 夫 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

生活困窮の若者の自立支援について

近年、若者の間では「親ガチャ」という言葉が流行しているが、その背景として、生まれ育った家庭の環境によって、将来への夢や希望を持つことを諦めてしまう若者や、児童養護施設など社会的養護経験者（ケアリーバー）のうち、自立困難となり生活困窮に直面する者もいる。

中でも、虐待などで家庭からの支援を受けられない大学生等が、生活保護を利用したくても、大学等を退学もしくは休学しなければ生活保護を受けられないことや、ケアリーバー等のうち自立支援を必要とする者を支援する「自立援助ホーム」については、同じ定員規模の児童養護施設に比べて措置費基準の低さなどが、新たな設置が進まない一因となっている。また、自立援助ホームに限らず、ケアリーバーへの自立支援の拡充が求められている。

さらに、家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者のための「高等教育の修学支援新制度」については、世帯の年収に応じた補助額が十分でないなどの課題がある。

こうした困難な環境にいる若者を社会全体で支え、いずれそれぞれの道で活躍することができるよう、自立に向けた歩みを力強く後押しする必要がある。

ついては、生活困窮の若者の自立支援について、次のとおり要望する。

- 1 虐待などで家庭からの支援を受けられない大学生等が、厳しい生活状態に陥った場合は、生活再建までの間も学びを継続することができるよう、必要な支援策を充実すること。
- 2 ケアリーバーに対する自立支援を強化するため、入居による生活・就業支援を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の措置費基準を、同じ定員規模の児童養護施設と同程度に改善すること。また、自立援助ホームに限らず、ケアリーバーへの自立支援を拡充すること。
- 3 大学等での学びを継続したい若者が、修学を諦めることがないよう、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、高等教育の修学支援新制度を充実すること。

令和4年 月 日

文部科学大臣 末松 信介 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事

大 野 元 裕

東 京 都 知 事

小 池 百 合 子

千 葉 県 知 事

熊 谷 俊 人

神 奈 川 県 知 事

黒 岩 祐 治

横 浜 市 長

山 中 竹 春

川 崎 市 長

福 田 紀 彦

千 葉 市 長

神 谷 俊 一

さいたま市長

清 水 勇 人

相 模 原 市 長

本 村 賢 太 郎

流域治水に関連する事業への財政支援について

近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となっていく治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」への転換を進めることが必要との考えが、国より示されている。

この考えのもと、各一級水系に設置された河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会において、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像についての議論が進められた結果、令和3年には「流域治水プロジェクト」として策定・公表されており、今後は、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速することとされた。

一方で、国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、本対策における公共事業に伴う地方公共団体の追加負担の軽減を図るため予算措置を施しているが、流域治水に寄与する施策に広く活かされてはいない実情がある。

具体例として、河川事業では、国等が管理する一級及び二級河川について幅広い事業が対象となっている一方、準用河川等で行う流域貯留浸透施設の整備等については対象外となっており、流域治水を進める上で財政上の負担が課題となっている。

特に、一都三県では全国人口の約3割が集中しており、市民の命と暮らしを守るため、地方公共団体は各々定める「国土強靱化地域計画」に基づき、より一層取組を推進していく必要がある。

については、地方公共団体が「流域治水」の加速化を図り、「国土強靱化地域計画」に係る取組を推進するため、次の事項を要望する。

- 1 水災害対策の実施主体である地方公共団体が、事業規模に影響されず、財政支援を受けられるよう、社会資本整備総合交付金交付要綱の基幹事業において、準用河川等で行う事業についても一級及び二級河川と同様の対象とすること

- 2 地方公共団体が「国土強靱化地域計画」に基づき計画的に治水対策等を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のみならず、必要な予算を安定的・継続的に確保すること

令和4年5月 日

国土交通大臣 斉藤鉄夫様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事

大野元裕

千葉県知事

熊谷俊人

東京都知事

小池百合子

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

山中竹春

川崎市市長

福田紀彦

千葉市長

神谷俊一

さいたま市長

清水勇人

相模原市長

本村賢太郎

持続可能で利用しやすい首都圏高速道路網の構築について

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、事業化から 40 年の時を経て、2025 年度にいよいよ全線開通する予定であり、圏央道とその内側の ETC 専用化も概成することから、首都圏の高速道路は大きな節目を迎える。社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会では、昨年 8 月に中間答申が取りまとめられ、未来の高速道路が目指すべき姿とともに、その実現に必要な新たな費用負担の考え方や制度検討の方向性について提言された。

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路は、世界的に見ても過酷な使用状況にある一方、高度成長期に集中的に建設された経緯から高齢化が急速に進んでいる。国土の骨格としての高速道路の機能を将来にわたり維持し、良質なストックとして健全に使用し続けるためには、維持管理や更新のための財源を地方財政に依存することなく安定的かつ永続的に確保する必要がある。

また、三環状道路をはじめとする首都圏の高速道路は、その整備により交通渋滞を解消し、生産性の向上や観光振興による経済の好循環をもたらすとともに、国際競争力の強化や地方創生の実現にも寄与するなど、その効果は首都圏のみならず広く国全体に及ぶ。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その強靱化が不可欠である。こうした中、ミッシングリンクの解消に向けた道路整備に当たっては、高速道路会社が行う有料道路事業と、地方公共団体が費用の一部を負担する公共事業との合併施行方式が採用されているが、コロナ禍の影響で地方公共団体では財政調整基金の取り崩しが行われるなど、地方財政は極めて厳しい状況にある。

一方、整備が進む首都圏の高速道路網の機能を最大限に発揮させるためには、2015 年に示された「料金の賢い 3 原則」に沿って、一体的で利用しやすい料金体系を確立することも重要である。これまでに、圏央道の料金が引き下げられ、都心の通過利用が減少するなど交通環境の改善に寄与している。また、東京 2020 大会において首都高速道路の料金施策等が実施された結果、夜間への交通シフトが促進されるなど、関係者輸送ルートの手滑な交通状況が維持された。

しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると割高になるなど、料金体系の不合理性や分かりにくさは解消されていない。また、例えば関越自動車道、東京外かく環状道路（外環）、首都高速道路を連続利用した場合、利用 1 回当たりの固定額（ターミナルチャージ）がそれぞれで重複して徴収されるなど、都市部特有の割高感や不公平感が存在している。さらに、異なる料金体系の境界などに 29 箇所設置されている本線料金所では、交通の流れが阻害されるため、事故の発生が課題となっている。

さらに、温室効果ガス排出削減に向けた国際的な機運拡大の中、我が国の CO₂ 総排出量の約 16% を占める自動車交通に起因する排出量を削減するためには、ZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車等）の普及は喫緊の課題である。そのため、車両導入時の助成やエネルギー供給インフラの整備支援に加えて、首都高速道路をはじめとした高速道路等の利用に対するインセンティブの付与など、ZEV の継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高

速道路への変革という観点から、E V車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとしている。

については、持続可能で利用しやすい首都圏高速道路網の構築に向けて、次の事項を要望する。

- 1 高速道路の維持管理・修繕、更新や新設・機能強化に要する財源については、地方財政に依存することがないよう、料金徴収期間の延長などにより高速道路利用者が負担することを基本とするなど、世代間の負担の公平性の観点を踏まえつつ、持続可能で社会的に受容される財源確保の枠組みを国の責任において構築すること。
- 2 首都圏三環状道路を構成する圏央道や外環に加え、新東名高速道路や第二東京湾岸道路、新大宮上尾道路、東埼玉道路、核都市広域幹線道路、北千葉道路、千葉北西連絡道路、厚木秦野道路などの広域的な道路網を早期に整備し開通させること。また、大規模更新の機会を捉え、高速道路網の充実や機能強化を図るため、首都高速都心環状線新京橋連結路（地下）や晴海線延伸部を早期に事業化すること。
- 3 ETC専用化は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有効なキャッシュレス化・タッチレス化が促進されるとともに、料金収受などに要するコストの削減などにつながることから、ETCの普及促進策や現金車への対応策を適切に講じながら、ロードマップに沿って着実に取り組むこと。あわせて、圏央道内側の本線料金所の撤去を早期に進めること。また、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃について検討すること。
- 4 交通流動の最適化に向けて、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用などを促進する料金施策を充実させること。また、混雑状況に応じた機動的な料金の本格導入に先立ち、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定すること。
- 5 ZEVの普及促進期に、その取得・利用が、経済的にもメリットをもたらすよう、高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など実効性ある取組を、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置により機を逸することなく実施すること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。

令和4年 月 日

内閣総理大臣

岸田 文雄 様

財務大臣

鈴木 俊一 様

経済産業大臣	萩生田光一	様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫	様
環境大臣	山口 壯	様
国土強靱化担当大臣	二之湯 智	様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

さらに、現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進に向けて、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供においては、求人情報は一定の改善がされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者

の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。
- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

あわせて、近年、法令上は努力義務や任意規定であるものの、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えていることから、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、政府が国会に提出する法律案については、義務付け・枠付けに関し、原則として廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいずれかの見直しを行うこととする義務付け・枠付けに関する立法の原則に沿ったものとなるよう、各府省における法案の立案段階でこの原則をチェックする政府内部の手続きを確立すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和３年の「提案募集方式」においては、全国から２２０件の提案が寄せられたが、そのうち約２割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。また、関係省庁と調整を行った提案の約９割を実現・対応するとしているが、その中には、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされたまま進捗が見られない提案も多く含まれている。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組む

こと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じ、税財源に関することも含めて検討することなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第12次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

（４）地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

（５）国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

加えて、今後、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの

進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、第33次地方制度調査会等を通じて、国と地方のあり方等を検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行うこと。

また、令和5年度に予定されるこども家庭庁の創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等に当たっては、現場施策の実施者である地方の意見を的確に反映させるため、地方との定期的な意見交換・協議の場を設けること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

なお、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行

規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

自動車関係諸税については、令和4年度与党税制改正大綱において、「『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や所有から利用への形態移行により自動車関係税収の減少が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応等に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

オ 固定資産税の安定的確保

令和4年度税制改正において、住宅用地については既定の負担調整措置が堅持されることとなった一方、商業地等については課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%に抑制する特別な措置が講じられたが、令和5年度は負担の均衡化に向けた負担調整の仕組みを確実に適用すること。なお、現行の商業地等の据置措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から早期に見直しを図ること。

また、償却資産に対する固定資産税は、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、地方自治体が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図るとともに、生産性革命の実現や新型コロナ対策などといった経済対策に対する軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。また、固定資産税の新築住宅減額について、脱炭素化社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、現在地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっている。

さらに2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととされたことに伴い、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となることから、これらを含めた対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

特に、炭素税等のカーボンプライシングの導入に当たっては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、令和4年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

ク ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、例えば、特例控除額について新たに定額の上限を設けるなど、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていること等を踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、

個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うにあたっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

ウ 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和２年度税制改正において電気供給業の見直し、令和４年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われ、送配電部門及び導管部門については、収入金額課税が維持され、その他の部門については、一部において付加価値割額及び資本割額による外形標準課税等が組み入れられた上で収入金額課税が維持されている。

また、令和４年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

エ 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

国際課税制度の見直しにより、国際合意に則った法制度の整備を進めるに当たっては、国と地方の法人課税制度を念頭に置いて検討を行うこと。

なお、国際課税制度の見直しに伴う税収については、応益原則等を踏まえ、全ての地方自治体に一定割合が帰属するべきであり、国と地方の配分の仕組みなど地方税収の確保に向けた検討を行うこと。

(３) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」（骨太の方針）では、２０２２～２０２４年度の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、２０２１年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

令和４年度地方財政計画においては地方税及び地方譲与税を過去最高額となる４３．８兆円、地方交付税を１８．１兆円見込むこと等により、前年度を上回る６３．９兆円の一般財源総額が確保された。

しかし、地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により税収の先行きが不透明である中においても、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。

加えて、新しい生活様式に対応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、必要なシステムの導入費用やランニングコスト、端末におけるセキュリティ対策の負担などが課題となっている。

地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルール堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の法定

率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、令和5年度以降も引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、まさに、今般の新型コロナウイルス感染症といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、6度目の延長期限である令和元年度で廃止されることなく、令和4年度まで延長された。

令和4年度の地方財政計画においては、地方税等の増収や地方交付税総額の確保により、国と地方の折半対象財源不足額が解消されるとともに、臨時財政対策債の発行可能額は抑制され、過去最低水準になった。

また、国の令和3年度補正予算（第1号）においては地方交付税を増額し、特例的に臨時財政対策債の償還財源が措置されたところであるが、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、期限である令和4年度をもって、廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しなどを行う場合であっても、期限も含め廃止までの工程を明らかにすること。

なお、令和4年度の臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾

斜配分にならないよう留意することはもとより、段階的な見直しの場合でも廃止までの工程において同様に留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の

意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

IV 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和4年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎